

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年7月2日（令和元年（行情）諮問第145号）

答申日：令和2年7月14日（令和2年度（行情）答申第143号）

事件名：特定課において復命書の定義の意味がわからないと判断する手続きが記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

復命書の定義の意味がわからないと判断する手続きが記載されている文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月10日付け○第16号により名古屋法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

審査請求人は、処分庁に対し、本件対象文書につき法4条1項の規定に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求について、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから、法9条2項に基づき、原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁は本件開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めている。

#### 3 原処分の妥当性について

「復命」とは、「命を受けて事処理したものが、その経過や結末を上申すること」（広辞苑 第5版）であり、復命書とは、「復命」のために作成された文書を意味するところ、名古屋法務局においては、復命書の定義を判定する手続きに係る業務を実施しておらず、当該請求に関連すると考えられる行政文書について、執務室、書庫及びパソコン上の電子データを探索したが、本件対象文書の保有は認められなかった。

したがって、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示

とした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年6月12日 審議
- ④ 同年7月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

###### (1) 諮問庁の説明の要旨

ア 上記第3の3のとおり。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記説明に関して確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件に係る開示請求書が審査請求人から提出された際に、名古屋法務局情報公開窓口担当者が請求者に対し、本件開示請求の趣旨について確認を行ったが、審査請求人からは本件対象文書の特定に至るだけの回答を得るには至らなかった。

そのため、名古屋法務局では、担当者と請求者とのやり取りを踏まえれば、今後補正を行ったとしても、文書の特定を行うことは難しいと考え、それ以上は補正を求めなかった。

(イ) 本件開示請求の際に、審査請求人が「出張結果報告書などは復命書といえる」旨発言していることから、本件対象文書については、出張関係、つまり旅行命令に関する事項を所掌する名古屋法務局特定課において執務室・書庫等の紙ファイル、執務用パソコンの電子データを確認したが、該当するような文書は見当たらなかった。

また、本件審査請求を受け、諮問庁から、改めて名古屋法務局に対し、本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているかについて確認するよう指示を行ったが、文書の保有は認められなかった。

###### (2) 検討

ア 諮問庁から上記(1)イ(ア)に関する口頭聴取書等の提示を受け、当審査会において確認したところによれば、上記(1)イ(ア)の

説明に、不自然、不合理な点は認められない。

イ 上記第3の3及び上記(1)イ(イ)の諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、本件対象文書の確認の範囲等についても問題があるとは認められない。また、他に、名古屋法務局において本件対象文書を作成又は取得し、保有していることをうかがわせる事情も認められない。

ウ 以上によれば、名古屋法務局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、名古屋法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨